

五 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）

改正案					現行				
(附則別紙様式第二号)					(附則別紙様式第二号)				
項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額	項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)					コア資本に係る基礎項目 (1)				
(略)					(略)				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		/		/	コア資本に係る調整後少数株主持分の額		/		/
(略)					(略)				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目		/		/	少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目		/		/

目の額に含まれる額				
(略)				

- (注) (略)
- (1) (略)
- a ~ g (略)
- h 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項又は第九項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- (2) ~ (4) (略)

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末

の額に含まれる額				
(略)				

- (注) (略)
- (1) (略)
- a ~ g (略)
- h 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項又は第九項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- (2) ~ (4) (略)

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末

コア資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		
コア資本に係る調整後 <u>非支配株</u> 主持分の額		
(略)		
<u>非支配株主持分</u> のうち、経過措 置によりコア資本に係る基礎項 目の額に含まれる額		
(略)		

(注)

(1) (略)

a ~ f (略)

g 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項又は第九項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基

コア資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		
コア資本に係る調整後 <u>少数株主</u> 持分の額		
(略)		
<u>少数株主持分</u> のうち、経過措置 によりコア資本に係る基礎項目 の額に含まれる額		
(略)		

(注)

(1) (略)

a ~ f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項又は第九項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎

礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第八項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

十一 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

改正案						現行					
(附則別紙様式第二号)						(附則別紙様式第二号)					
国際様式の該当番号	項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号	項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)						普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)					
(略)						(略)					
5	普通株式等Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分の額					5	普通株式等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額				
(略)						(略)					
その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)						その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)					

(略)					
34-35	その他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
(略)					
Tier 2資本に係る基礎項目 (4)					
(略)					
48-49	Tier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
(略)					
(附則別紙様式第四号)					
項目		当期末	経過措	前期末	経過措

(略)					
34-35	その他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額				
(略)					
Tier 2資本に係る基礎項目 (4)					
(略)					
48-49	Tier 2資本に係る調整後少数株主持分等の額				
(略)					
(附則別紙様式第四号)					
項目		当期末	経過措	前期末	経過措

	置によ る不算 入額	置によ る不算 入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		
コア資本に係る調整後非支配株 主持分の額		
(略)		
非支配株主持分のうち、経過措 置によりコア資本に係る基礎項 目の額に含まれる額		
(略)		

(注) (略)

(1) (略)

a ~ h (略)

i 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る

	置によ る不算 入額	置によ る不算 入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		
コア資本に係る調整後少数株主 持分の額		
(略)		
少数株主持分のうち、経過措置 によりコア資本に係る基礎項目 の額に含まれる額		
(略)		

(注) (略)

(1) (略)

a ~ h (略)

i 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基

基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第二号)

国際様式の該当番号	項目	当期末	前期末
	普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)		
	(略)		

基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第二号)

国際様式の該当番号	項目	当期末	前期末
	普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)		
	(略)		

5	普通株式等Tier 1 資本に係る調整後 <u>非支配株主持分の額</u>		
(略)			
その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)			
(略)			
34-35	その他Tier 1資本 に係る調整後 <u>非支配株主持分等の額</u>		
(略)			
Tier 2資本に係る基礎項目 (4)			
(略)			
48-49	Tier 2資本に係る 調整後 <u>非支配株主持分</u> 等の額		

5	普通株式等Tier 1 資本に係る調整後 <u>少数株主持分の額</u>		
(略)			
その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)			
(略)			
34-35	その他Tier 1資本 に係る調整後 <u>少数株主持分等の額</u>		
(略)			
Tier 2資本に係る基礎項目 (4)			
(略)			
48-49	Tier 2資本に係る 調整後 <u>少数株主持分等</u> の額		

(略)			
-----	--	--	--

(別紙様式第三号)

(表 略)

(注)

(1)～(4) (略)

(5) 「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「非支配株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載し、「単体貸借対照表」については、「株主資本」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。なお、銀行持株会社は、「単体貸借対照表」についての記載を要しない。

(6)～(23) (略)

(別紙様式第五号)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		

(略)			
-----	--	--	--

(別紙様式第三号)

(表 略)

(注)

(1)～(4) (略)

(5) 「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「少数株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載し、「単体貸借対照表」については、「株主資本」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。なお、銀行持株会社は、「単体貸借対照表」についての記載を要しない。

(6)～(23) (略)

(別紙様式第五号)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		

コア資本に係る調整後 <u>非支配株</u> 主持分の額		
(略)		
<u>非支配株</u> 主持分のうち、経過措 置によりコア資本に係る基礎項 目の額に含まれる額		
(略)		

(注) (略)

(1) (略)

a ~ g (略)

h 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項又は第三項の規定に従い

コア資本に係る調整後 <u>少数株主</u> 持分の額		
(略)		
<u>少数株</u> 主持分のうち、経過措置 によりコア資本に係る基礎項目 の額に含まれる額		
(略)		

(注) (略)

(1) (略)

a ~ g (略)

h 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項又は第三項の規定に従い、

、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

十三 信用金庫法施行規則第二百二十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

改正案					現行				
(附則別紙様式第二号)					(附則別紙様式第二号)				
項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額	項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)					コア資本に係る基礎項目 (1)				
(略)					(略)				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		/		/	コア資本に係る調整後少数株主持分の額		/		/
(略)					(略)				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目		/		/	少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目		/		/

目の額に含まれる額				
(略)				

- (注) (略)
- (1) (略)
- a～g (略)
- h 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項又は第六項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- (2)～(4) (略)

(附則別紙様式第四号)

国際様式の該	項目	当期末	経過措置によ	前期末	経過措置によ
--------	----	-----	--------	-----	--------

の額に含まれる額				
(略)				

- (注) (略)
- (1) (略)
- a～g (略)
- h 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項又は第六項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- (2)～(4) (略)

(附則別紙様式第四号)

国際様式の該	項目	当期末	経過措置によ	前期末	経過措置によ
--------	----	-----	--------	-----	--------

当番号		る不 算 入額	る不 算 入額
普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)			
(略)			
5	普通出資等Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分の額		
(略)			
その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)			
(略)			
34-35	その他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額		
(略)			

当番号		る不 算 入額	る不 算 入額
普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)			
(略)			
5	普通出資等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額		
(略)			
その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)			
(略)			
34-35	その他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額		
(略)			

Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)					
(略)					
48-49	Tier 2 資本に係る 調整後非支配株主持分 等の額				
(略)					

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		
コア資本に係る調整後非支配株 主持分の額		
(略)		

Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)					
(略)					
48-49	Tier 2 資本に係る 調整後少数株主持分等 の額				
(略)					

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		
コア資本に係る調整後少数株主 持分の額		
(略)		

非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
(略)		

(注) (略)

(1) (略)

a～f (略)

g 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項又は第六項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第四号)

少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
(略)		

(注) (略)

(1) (略)

a～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項又は第六項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第四号)

国際様式 の該 当番号	項目	当期末	前期末
普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)			
(略)			
5	普通出資等Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分の額		
(略)			
その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)			
(略)			
34-35	その他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額		

国際様式 の該 当番号	項目	当期末	前期末
普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)			
(略)			
5	普通出資等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額		
(略)			
その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)			
(略)			
34-35	その他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額		

(略)

Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)			
----------------------	--	--	--

(略)

48-49	Tier 2 資本に係る 調整後非支配株主持分 等の額		
-------	-----------------------------------	--	--

(略)

(別紙様式第五号)

(表 略)

(注)

(1)～(4) (略)

(5) 「連結貸借対照表」については、「会員勘定」、「非支配株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載し、「単体貸借対照表」については、「会員勘定」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。

(6)～(23) (略)

(略)

Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)			
----------------------	--	--	--

(略)

48-49	Tier 2 資本に係る 調整後少数株主持分等 の額		
-------	----------------------------------	--	--

(略)

(別紙様式第五号)

(表 略)

(注)

(1)～(4) (略)

(5) 「連結貸借対照表」については、「会員勘定」、「少数株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載し、「単体貸借対照表」については、「会員勘定」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。

(6)～(23) (略)